

「第42回全国中学生人権作文コンテスト函館地方大会」実施要領

1 名称

第42回全国中学生人権作文コンテスト函館地方大会

2 主催

函館地方法務局、函館人権擁護委員連合会、北海道

3 後援

北海道教育委員会、函館市教育委員会、北海道中学校長会、北海道PTA連合会、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテイメント、株式会社コンサドーレ、株式会社レバンガ北海道、北海道新聞函館支社、函館新聞社、NHK函館放送局、NCV函館センター、FMいるか

4 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

5 応募規定

(1) 対象

函館地方法務局管内の中学校、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(5) 応募原稿の留意事項

前記4の趣旨により、中学生自身の言葉で書かれていることが重要であることから、作文の修正は、応募者本人に限り行うことができることとし、応募者本人以外の第三者（教員等）による誤字・脱字等の添削を含め一切の修正は行わないこと。

(6) 提出期限

令和5年8月31日(木) (必着)

(7) 作品の提出先

各中学校、義務教育学校及び特別支援学校において応募作品を取りまとめの上、次の区分により送付又は持参すること。

なお、氏名にはふりがなを付すこと。

ア 函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、木古内町、知内町、福島町並びに松前町の中学校、義務教育学校及び特別支援学校

〒040-8533 函館市新川町25番18号

函館地方法務局人権擁護課

TEL(0138)23-9528

イ 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町の中学校

〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167番地1

函館地方法務局江差支局

TEL(0139)52-1048

ウ 八雲町、長万部町、森町、今金町、せたな町、寿都町、黒松内町並びに島牧村の中学校及び特別支援学校

〒049-3113 二海郡八雲町相生町108番地8

函館地方法務局八雲支局

TEL(0137)62-2208

6 審査

函館地方法務局人権擁護課・同江差支局・同八雲支局及び各人権擁護委員協議会（以下「各協議会」という。）は、各協議会において集約した作品をあらかじめ審査の上、その応募総数に応じて、次のとおり代表作品を選考し、令和5年9月13日(水)必着で函館人権擁護委員連合会へ推薦する。

函館地方大会の最終審査は、主催団体委嘱の審査員において実施する。

100編未満の場合

3編

100編以上300編未満の場合	7編
300編以上500編未満の場合	10編
500編以上の場合	12編

7 入賞作品の発表

令和5年11月上旬に入賞作品を各応募中学校、義務教育学校及び特別支援学校に通知するとともに、報道機関等に報道を依頼する。

8 賞の授与

(1) 表彰

賞は、次のとおりとし、表彰状及び副賞を授与する。

最優秀賞	(函館地方法務局長賞)	1編
優秀賞	(北海道知事賞)	1編
同	(北海道教育委員会教育長賞)	1編
同	(北海道PTA連合会長賞)	1編
同	(北海道新聞社賞)	1編
同	(函館新聞社賞)	1編
同	(NHK函館放送局長賞)	1編
同	(NCV函館センター長賞)	1編
同	(FMいるか賞)	1編
同	(函館人権擁護委員連合会長賞)	1編

なお、応募者全員に対し、所属の中学校、義務教育学校及び特別支援学校を通じて記念品を贈呈する。

(2) 感謝状

以下の中学校等に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

ア 代表作品の応募者が在学する中学校等

イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

9 中央大会への推薦

函館地方大会への参加応募作品のうち、最優秀賞受賞作品は、法務省、全国人権擁護委員連合会主催の「全国中学生人権作文コンテスト中央大会」に推薦する。

10 表彰日 (予定)

令和5年12月2日(土)

11 その他

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 応募作品は、未発表のものに限る。
- (3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (4) 入賞作品については、応募者の学校名、学年及び氏名（下記（5）の場合を除く）、応募作品の題名を公表するとともに、「入賞作品集」等において作品の内容を公表する。さらに、当該公表作品について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。

なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

本人が掲載を望まない場合又は望まなくなった場合には、作品の送付先である函館地方法務局人権擁護課、同江差支局又は同八雲支局にその旨を申し出るものとする。
- (5) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とする。
- (6) 事務局を函館地方法務局人権擁護課に置き、関係事務を取り扱うものとする。